

公法島第24号
平成21年5月7日

学生各位

公立大学法人島根県立大学 理事長
(新型インフルエンザ対策本部長)

新型インフルエンザ感染拡大防止のための出席停止の扱いについて（通知）

新型インフルエンザの発生に伴い、本学における感染拡大防止措置として、当分の間に該当する学生に対しては、1週間程度の出席停止を命じることとしますのでご承知おきください。履修上の取扱いについては、下記のとおりです。

記

1. 出席停止を命ずる者

- (1) 新型インフルエンザに感染した者
- (2) 発生国から帰国した者のうち発熱などの疑わしい症状がある者
- (3) 感染者若しくは感染の疑いのある者と濃厚接触した者

※濃厚接触者とは…感染者と行動を共にした、感染者に直接接触した、又は2m以内で対話した等の接触があった者

2. 履修上の取扱い

感染が疑われる期間（上記1. (2) 及び (3) のうち、感染が確定していない期間）も含め、感染が確定してから治癒するまでの期間は公欠扱いとする。

ただし、大学に無断で発生国に渡航し帰国した場合（滞在期間中に発生国となった場合は除く）は、上記の期間については欠席扱いとなるので留意すること。

3. その他

- (1) 発生国から帰国した者は、念のため帰国後10日間はマスクを着用すること。
- (2) 海外から帰国した者は、最初の登校前に必ず事務局教務学生課まで健康状態等を報告すること。